

## 阿賀野市告示第130号

阿賀野市夜間役所の開設及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月6日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市夜間役所の開設及び運営に関する規程の一部を改正する規程  
阿賀野市夜間役所の開設及び運営に関する規程（平成16年阿賀野市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、阿賀野市行政組織規則（平成25年規則第17号）第5条に規定する市民生活課及び税務課の分掌事務のうち」を削り、同条第3号から第8号までを次のように改める。

- （3） 個人番号カードの申請及び交付に関すること。
- （4） 個人番号カードの記載事項変更に関すること。
- （5） 印鑑登録及び印鑑証明書の交付に関すること。
- （6） 一般旅券の交付に関すること。
- （7） 市税等の収納に関すること。
- （8） 納税相談に関すること。

別記様式中「印鑑登録証の交付」を「個人番号カードの申請及び交付」に、「印鑑証明書の交付」を「個人番号カードの記載事項変更」に、「一般旅券の交付」を「印鑑登録証の交付」に、「通知カード及び個人番号カードの記載事項変更」を「印鑑証明書の交付」に、「個人番号カードの交付」を「一般旅券の交付」に改める。

## 附 則

この告示は、令和3年8月6日から施行する。